

令和4年度第22回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和5年3月27日（木）13:15～13:50
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 長田教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 2名（一般2名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案13件、協議事項2件、報告事項が4件です。

まず、初めに非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち、報告事項4につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。教第76号議案、教第77号議案につきましては、同項第4号の規定により、委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関する事。協議事項67、協議事項68、報告事項3につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。それでは、今、申し上げました議案、協議事項、報告事項につきましては、非公開といたします。

教第65号議案 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園則の一部を改正する規則について

（長田教育長）

それでは、まず教第65号議案から参ります。神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園則の一部を改正する規則についてです。

（市邊学校経営支援課長）

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園則の一部改正について御説明いたします。別紙の5ページを御覧いただけますでしょうか。

まず1点目、義務教育学校設置及び既存学校廃止に伴う改正ということで、令和5年4月1日に義務教育学校八多学園が設置されまして、それに伴い八多小学校、八多中学校の廃止となりますので、学校名、校区等も下記のような形で変更するものになります。

続きまして別紙の6ページ、2点目が、校区の住所表記が修正されたことに伴う改正で、それぞれ北区有野町有野、二郎、八多町、名谷町につきまして、校区の住所表記が修正されていたということもございますので、このタイミングで各校区の住所表記に反映させるものになります。学校区につきましては、実質変更はございません。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見等ございませんか。

特にならなければ、教第65号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

教第66号議案 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則に規定する日を定める規則について

(長田教育長)

続きまして、教第66号議案です。神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則に規定する日を定める規則についてです。

(市邊学校経営支援課長)

続きまして、神戸市立学校設置条例の一部を改正、条例の施行期日を決める規則になります。別紙の2ページに概要をまとめさせていただいております。制定の趣旨ですけれども、多聞の丘小学校につきましては、既に令和3年4月に開校ということで、その際に条例では、旧多聞南小学校の地に移転するというのを定めております。しかしながら、改修工事が完成するまでの間、経過措置として、学校の位置を旧本多聞小学校の地にしております。このたび令和5年4月1日に新校舎が完成をしまして、正式に移転しますので、施行期日を定めるということになります。

次の別紙3ページで、学校設置条例といいますのが、附則で、令和3年4月1日から施行すると。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内で教育

委員会規則で定める日ということになります。ですので、その日を今回、令和5年4月1日と定めたいという趣旨の規則でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

特にないようでしたら、教第66号議案、承認とさせていただいてよろしいですか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第67号議案 神戸市就学援助規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続いて、教第67号議案です。神戸市就学援助規則の一部を改正する規則についてです。

(市邊学校経営支援課長)

神戸市就学援助規則の一部改正ということで、別紙7ページで、こちらは、先日、パブリックコメントで、委員の皆さんにも事前にお示しさせていただいている資料になります。今回の就学援助規則の一部改正は、概要のとおり、現在、神戸市の就学援助の規則につきましては、神戸市立学校に限定をするということでございます。実際、昨今の児童生徒や保護者のニーズが多様化し、就学を取り巻く環境が変化しているということで、学校の設置主体だけをもって運営されるということではなく、同様の経済的理由で就学困難だということが客観的に認められる場合には、全ての児童生徒が必要な援助を受けることができるように改正をしたいという趣旨になります。

2番の改正内容ですけれども、就学援助の対象者に、私立学校と国立等も含めまして、就学している児童生徒の保護者を追加しようというものになります。

次のページに意見公募の結果を載せております。2月17日から3月19日まで意見公募し、2件意見が寄せられております。2件とも私立学校に通う家庭には援助が不要ではないかという御意見ですけれども、今回の改正につきましては、あくまでも私立学校を特別扱いするというのではなくて、これまでと同様の所得基準等に基づきまして、要件に該当する場合には、市立学校に通学した場合と同等の援助をするという趣旨です。加えまして、国からの就学援助の対象者を公立に限定するという事は望ましくない、公立、国立、私学も同様に扱うべきではないかという考えも示されておりますので、今回、当初の改正案どおり改正したいと考えております。

説明は以上になります。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんでしょうか。

御意見が2件あったということですが、今事務局から説明のあったとおりの教育委員会としての考え方で今回、対象を改めてさせていただくという方向に御異議はございませんか。

どうぞ。

(今井委員)

1点だけ質問なんですけど、今後、周知はどういうふうにしていくのかと思って。私立の学校とか国立の学校とか。

(市邊学校経営支援課長)

まず、来年度早々に対象者がいらっしゃればということですので、まず市内の私立学校に直接、我々から周知をするとともに、今後、小学校卒業のタイミングで、例えば、すぐ一で周知するですとか、そのあたりは、どこまで一気にできるかというのがあるのですが、できるだけ該当する可能性がある方に届くように周知をしていきたいと思っております。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、教第67号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(山下委員)

承認の上で少しお願いといいますか、お尋ねですが、別紙の7ページですけど、支給対象外の援助費目の医療費の中で、学校病という表現がありました。言葉の問題なのですが、もし可能だったら、別の表記していただくことはできるかなと思ひまして。おっしゃることの趣旨は分かるんですけど、法定の例、施行文がそれを受けてということで、幾つか疾病の種類に上がっていると思うのですが、ちょっと誤解を招くかもしれないです。表に出ない文書かもしれないんですけども、もし可能だったら、簡潔ながら、また、別途表記を

御検討いただければと思います。

(市邊学校経営支援課長)

御意見ありがとうございます。この学校病という書き方も市町村によって、そのまま出しているところと出してないところとございまして、神戸市の場合には、外に出ているパンフレット等では言葉としては出ていない状況です。外に今後出すときは気をつけたいと思っております。

(山下委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。

教第68号議案 神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則について

(長田教育長)

教第68号議案です。神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則についてです。

(周尾総務課長)

これにつきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されます。この令和5年4月に施行されますが、これまで各自治体については、条例で個人情報保護条例というのを定めていましたけれども、自治体ごとの制度の運用統一、不正の解消を図るということで、法律で各自治体の個人情報に関する手続なり定義を定めるということになります。それに伴いまして、本市個人情報保護条例が廃止されまして、個人情報保護法の施行等に関する条例というものが、この令和5年4月1日に施行される予定となっております。それに紐づく形で、教育委員会の規則を定めてございましたが、このたび上になります法律、条例が変わるということで、今回、議案として上げさせていただいたものです。中身につきましては、市長部局で定めています規則、これの例によるということで、取扱いを統一するとなっております。また、これまでの個人情報の手続とか規定は、基本的には変わってございません。先ほど申し上げた法律が変わるというようなものの対応というふうになってございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見等はございませんか。

特に御意見ないようでしたら、教第68号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第69号議案 神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続いて、教第69号議案です。神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてです。

(周尾総務課長)

公印規則の改正ということで、新たに教育委員会事務局長の印を新設するということが改正するものでございます。事務局長のポストが設置されてから、これまで公印規則で定めてございませんでしたが、このたび新たに追加をさせていただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

この件について、御意見等はございませんか。

それでは、教第69号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第70号議案 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則及び博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準について

(長田教育長)

続きまして、教第70号議案です。博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則及び博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準についてです。

(周尾総務課長)

まず、博物館法が改正をされます。令和5年4月1日に施行される予定でございます。この中で、博物館の登録制度というものが見直しをされます。登録要件ですね。これまで自治体であったりとか、限定的になっていたものが拡充をされます。また、それに伴いまして、登録審査の手続についても規定が整備されたところでございます。また、博物館の登録ということで、この事務をしています。この審査基準を、今回、新たにつくるというものでございますが、策定します審査基準につきましては、国が示す基準を参酌してございまして、その国の基準どおりに審査基準を策定しようとするものでございます。これにつきましては、これまでパブコメを行いました。意見はございませんでした。

説明は以上になります。

(長田教育長)

これについて、御意見はございませんか。

特にならなければ、教第70号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第71号議案 神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続きまして、教第71号議案です。神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則についてです。

(東政策調整担当課長)

本件は、神戸市学校体育施設予約システムを利用いたしました、中学校体育館の夜間開放指針に関連し、利用団体の行為によって学校運営上、重大な支障が生じたようなときに対応するための新たな条項を追加するものでございます。

少し背景を御説明いたしますけれども、インターネットによる予約システムと体育館の鍵のスマートロック化を組み合わせました、中学校体育館の夜間開放につきましては、昨年11月より実施校を順次拡大しながら実施しているところでございます。ここまで平均しますと、1校当たり1か月15件程度の利用がございまして、おおむね学校施設を大切に利用していただくためのルールも守っていただいている状況ではありますが、中には残念ながら不適切な対応と認められるものも発生してございます。その中で、昨年12月にバレー

ボールの団体が体育館の床に少し広い範囲にテープを貼りつけたまま帰ってしまいまして、翌朝に学校職員が気がついてはがしたところ、粘着力がすごく強かったので、床に損傷が生じたといったような事案もございました。開かれる学校づくりのためにも、学校施設開放につきましても、積極的に進めたいと考えておりますけれども、同時に、やはり学校教育に支障がないようにしなければいけませんので、こういった重大なルール違反があったような場合には、利用者登録の廃止、または、予約システム利用を制限できるように、規則上の条項を整理しておきたいと考えているものでございます。

具体的には資料の2ページにございますように、第8条に2項、3項を記載のとおりを追加させていただきます。そのほかの改正につきましては、この条項の追加による文言の整理でございます。なお、この規則改正に関しまして、2月21日から3月22日までパブリックコメントを実施しましたが、市民意見はございませんでした。規則改正は令和5年4月1日に施行を予定しております。

御説明は以上です。よろしくお願いたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見ございませんか。

どうぞ、山下委員。

(山下委員)

御説明ありがとうございます。趣旨について異存ございません。1点確認なのですが、今回の改正によりますと、第3項で廃止団体について再度の登録ができないということになるのですが、復活する道はないのかなということは懸念いたしました。ただ、前項で廃止する場合には、相当の重大なというようなことがあった場合に廃止ということで、それ以外、制限ということなので、その制限、本文で少し加減ができるのかなと思ったのですが、この件について、もし何か御説明いただけるようでしたら、よろしくお願いたします。

(東政策調整担当課長)

利用者登録の廃止につきましては、行政処分を取られておりまして、行政手続にのっとりまして聴聞手続等、意見をしっかりと聞いた上での判断ということになります。先生がおっしゃるように、廃止まで行くというのは、かなり重大であって、なおかつ、再発の危険、その利用団体の説明等を聞いた上で、かなり再発の危険があるといったような場合に限られると思っておりますので、そういったかなり学校の運営に支障が生じるおそれが高い場合に廃止をし、再度の登録をすることができないという運用をしたいと考えております。

(山下委員)

ありがとうございます。そういうふうな趣旨ということで、承知いたしました。

(長田教育長)

ほかにございますか。

特になければ、教第71号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第72号議案 工業高等専門学校¹の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則について

(長田教育長)

続きまして、教第72号議案です。工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則についてです。

(東政策調整担当課長)

本件は令和5年4月より神戸高専が神戸市外国語大学の独立法人化で運営移行をし、地方独立行政法人化することに伴うものでございまして、2月13日付で市会に提出してまいりました、神戸市立学校設置条例の改正議案が3月22日付で正式に議決されたことから、教育委員会規則を改正するものでございます。

第72号議案につきましては、資料の1ページに概要と改正内容でございますけれども、神戸市立学校設置条例の改正議案が承認されたことに伴いまして、教育委員会規則から給料表や役職など、高専教職員に係る内容を単純削除するものでございます。対象となる規則は、3.の対象規則に記載しております9本の規則でございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございませんか。

特にならなければ、教第72号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第73号議案 工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

(長田教育長)

続きます、教第73号議案です。工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令についてです。

(東政策調整担当課長)

こちらにつきましても、先ほどの第72号議案と同様に、神戸市立学校設置条例の改正議案が承認されたことに伴いまして、教育委員会の訓令から給料表や役職など、高専教職員に係る内容を単純削除するものでございます。対象となる訓令は、3.の対象訓令に記載の3本の訓令でございます。よろしくお願いたします。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

教第73号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

議案とは関係ありませんが、4月1日から独立行政法人化ということで、今日は、この規則、訓令の関係が議案に上がっていますが、それ以外で準備は、着々とといいますか、もう迫っておりますから、全て終わっていると。円滑に移行できるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(東政策調整担当課長)

はい。いろいろな内容を含めまして、円滑に移行するために準備はつつがなく進んでおりますので、大丈夫でございます。

(長田教育長)

いろいろ約2年間、3年間ぐらいでしたが、いろいろ準備、大変だったと思います。お疲れさまでした。

私もこの前、卒業式へ行ってきたんですけど、独立行政法人化になっても、引き続き、教育委員会とは、いろいろ連携、協力しながらやっていきましょうねということ、神戸高等専門学校にはお伝えをしておりますので、また、各部課においても、関係あることがいろいろ出てくると思いますので、十分連携を取って進めていただくように、よろしくお

願いをしたいと思います。

それでは、次に参ります。

教第74号議案 神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

(長田教育長)

教第74号議案です。神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

まず、74号議案の教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について説明させていただきます。1ページを御覧ください。2.のところでございます。改正の大部分が、市長部局での改正に合わせた補職名等の見直しでございます。具体的には、担当局長、担当部長、担当課長、担当係長の補職名を廃止し、原則として、局長、部長、課長、係長に変更するものでございます。その他の改正といたしましては、(1)教育委員会事務局組織規則、・の2つ目に記載しておりますが、児童生徒課の事務分掌について文言及び順番を修正するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(長田教育長)

それでは、教第74号議案、この件について、御意見等はございませんか。

特にないようでしたら、教第74号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第75号議案 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程等の一部を改正する訓令について

(長田教育長)

続いて、教第75号議案です。係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程等の一部を改正する訓令についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

同じく先ほどの資料を御確認ください。75号議案も同じものでございまして、補職名の見直しに伴い、訓令等を改正するものとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

それでは、教第75号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

今回、年度末ということで、規則とか訓令の改正の議案がずっと続きまして、これで一応、規則、訓令の改正は以上となります。しばらくお待ちください。

(山下委員)

じゃ、その間に1つ。

(長田教育長)

どうぞ。

(山下委員)

分かればで結構なんですけれども、私も従前から担当課長と担当係長の担当がついてるのはなぜなのかなということを思っておりまして、もし、また何か機会がありましたら、いきさつなり、この合理性といいますか、そういったことについて、また、御教授いただければと思います。

(長田教育長)

非常に分かりにくいでしょうね。また、ころころ変えてますから。また、後ほど、お願いしたいと思います。

報告事項 1 今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会意見のまとめについて

(長田教育長)

それでは、報告事項 1 です。今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する

る検討会意見のまとめについてです。

(都築学校教育課長)

昨年8月から今年の2月にかけて、4回にわたりまして、今後の幼児教育と保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会を開催してまいりました。2月24日にこちらの意見のまとめを、検討会の会長である日浦会長から御提出いただいております。詳細の内容は割愛させていただきますけど、検討会で市立幼稚園の園児数が非常に少ない現状や、少子化の進行や共働きの家庭の増加により、幼稚園の利用を希望する家庭が全体的に減少することなどを背景として、幼稚園の役割及びあり方について、幅広く検討してまいりました。今後でございますが、この意見のまとめを踏まえ、地域ごとの状況を踏まえ、地域の御意見を伺いながら、教育委員会として、具体的な検討を進めさせていただき予定でございます。そのためには、教育委員会でお諮りさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見、御質問はございませんか。

今後のこの幼稚園のあり方を検討していく上での重要な、大事な御意見をいただいたということで、これを基に教育委員会として、今後の市立幼稚園のあり方を、今のこの幼稚園、保育園、認定こども園を取り巻く公私関係なく、全体の中での市立幼稚園をどうしていくんだということを考えていくということになるかと思いますが、何か御意見や御質問はございませんか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

メンバーの方々のおかげで、こういう報告が出て、我々、これからこれをベースに議論するわけで、ありがたいなと思っております。ここでも、なお書きの形で委員からの多様な意見を拾っていただいた形の報告書になってるんですけど、もし、こんな意見もあったってことがあれば、後ほどで結構ですので、情報提供いただければ、ディスカッションのときに役に立つかと思うので、その点、また整理していただくように、よろしく願いします。

(都築学校教育課長)

承知しました。

(長田教育長)

ほかにいかがでしょうか。

今後のスケジュールについては、改めて事務局の案も示してもらえるとということですか。

(都築学校教育課長)

はい。具体的な部分等については、また説明させていただきます。

(長田教育長)

ほかがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、何かお気づきの点がありましたら、後ほどお知らせいただければありがたいと思います。

それでは、次に行かせていただきます。

報告事項 2 令和 4 年度神戸市就学・教育支援委員会意見のまとめについて

(長田教育長)

報告事項 2、令和 4 年度神戸市就学・教育支援委員会意見のまとめについてです。

(上野特別支援教育課長)

本年度より新しい時代の特別支援教育につきまして、現状と課題を整理するために、神戸市就学教育支援委員会におきまして、専門委員のドクターを増員いたしまして、今年度は、視覚障害、聴覚障害、病弱肢体の院内訪問学級等につきまして、話し合いを進めました。いただいた御意見をまとめておるのが、今回のものになります。御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見、御質問ございませんか。

(長田教育長)

どうぞ、今井委員。

(今井委員)

ありがとうございます。拝見したんですけども、視覚についてや聴覚についても、その教員の専門性をやはり上げていくことが大事だという御指摘をいただいているんですけども、その具体的な手だてとかで、何かアドバイス等いただけてることがあったら、少し教えていただきたいと思うんですけども。

(上野特別支援教育課長)

ありがとうございます。視覚障害につきましては、盲学校や神戸市では、特化してやっておりますので、今年度より国の国立特別支援教育総合研究所も視覚障害の長期派遣研修に盲学校の教員1名、2か月間の研修に行く予定にしております。これにつきましては、令和5年度だけではなく、しばらく継続して、この研修に盲学校の若手教員が行ってしっかりと専門性を磨いて、それをまた学校に還元するということをともしていってると思っております。

もう一方、聴覚障害につきましては、通常の小・中学校に100名近い人工内耳や補聴器のある子供たちが学んでおりまして、その担当をする先生へも、やはり専門性を高めていく必要があるということで、今年度からすぐに、春休み中に、専門家による、そういう子供たちが自分の学校に行ったときに、どう支援するのか、指導するのかというのを、4月から7月までオンデマンドで配信をいたしまして、その担任だけじゃなく、管理職にも必ず見て、その指導支援が適格になるようにしていく予定にしております。もう一つは、夏季休業中に、それらの学級担任を集合型研修で集めまして、1学期の振り返りと、2学期は行事が多くなりますので、その行事にどう対応していくのかというのを、また、指導支援していくという形の、コロナで実施していなかったのですが、そういう小・中学校の通常学級の子たちのための研修というのを充実させていく予定にしております。

以上です。

(長田教育長)

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

これ、毎年、何かテーマを決めて御意見をまとめていただいている流れで。

(上野特別支援教育課長)

毎年やっています。次年度につきましては、小・中学校の発達障害のある、今、自校通級が増えておるのですが、そういう子供たちへの対応ということで御意見をいただくようにしております。

(長田教育長)

そのあたりについて、来年度、議論いただくとしたら、教育委員の皆さんから、こういうことも意見をいただけないかということがもしあれば、ぜひお出しいただきたいと思います。今のは、事務局はこう思っているということです。決まったわけではないと思います。また、何かお考えがあれば、お教えいただけたらと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、このほかの項目でも結構ですが、何か委員の皆さんから御意見なりございませんか。

また、お気づきの点がありましたら、今日の議題、協議事項も含めて、何かあれば事務

局まで御連絡をいただければと思います。

それでは、本日の公開案件はこれで終了をいたしました。恐れ入りますが、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

閉会 13時50分